

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年7月5日

鳥取県知事 平井伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務の趣旨

個人の多様な働き方や自らの価値観・生き方が尊重される中、自身のライフスタイルに合った働き方を通じて、女性自身の自己実現や生きがい、他者や地域とのつながりの創出を後押しすることで、その後の就業・日常生活・地域活動における本人の主体性や自立性の向上を促す。

(3) 業務内容

詳細は、別添鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務実施仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月10日まで

(5) 予算額 金3,956千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有した者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所等を有し、当該事業所等に従業員が常駐している者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本件調達の公告日から同月31日（月）までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から同月31日（月）までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 審査会の設置

(1) 鳥取県は、企画提案等の順位を決定するため、新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務委託公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(2) 審査会は、企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。

(3) 審査会は4名（鳥取県職員以外の創業支援・女性活躍支援関係有識者を2名以上含む。）で構成し、委員長及び委員を置くものとする。

(4) 審査に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

4 評価方法

鳥取県は、鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務委託プロポーザル評価要領（以下「評価要領」という。）を定め、審査会は評価要領に基づいて審査を行う。

5 最優秀提案者の選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

6 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課
電話：0857-26-7077
ファクシミリ：0857-26-8196
電子メール jyosei-katsuyaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書等の交付

「鳥取県新たな女性の活躍機会の発掘・創出支援事業に係る業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）等は、本件調達の公告日から令和5年7月31日(月)までの間にインターネットの鳥取県令和新時代創造本部女性活躍推進課(以下「担当課」という。)のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和5年7月5日(水)から同年7月31日(月)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

7 参加表明書等の提出

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領第7条に基づき以下のとおり手続きを行うこと。

ア 提出書類

参加表明書(実施要領様式第1号)
公募型プロポーザル参加資格確認書(実施要領様式第2号)

イ 提出期間及び時間

令和5年7月5日(水)から同年7月18日(火)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年7月18日(火)午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

持参、郵送又はファクシミリ若しくは電子メールにより提出することとし、郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

エ 提出場所

6(1)に同じ。

オ その他

本プロポーザルへの参加は、参加表明書等をイの期日までに提出した者に限る。

(2) (1)により提出された参加表明書等について、実施要領に規定する本プロポーザルへの参加資

格の有無について審査する。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案を行う者（以下「提案者」という。）は、実施要領第8条に基づき以下のとおり手続きを行うこと。

ア 提出書類

企画提案書（実施要領様式第3号）6部（正本1部、副本5部）

イ 提出期限

令和5年7月31日（月）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は、同年7月31日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

ウ 提出方法

持参又は郵送により提出することとし、郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

エ 提出場所

6（1）に同じ。

オ その他

提案者は、業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を担当課より求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

9 プレゼンテーションの実施

詳細の日時及び場所については、企画提案参加申込書を提出した者に別途連絡する。

(1) 日時 令和5年8月上旬（予定）

(2) 場所 鳥取県東町一丁目220 鳥取県庁内会議室（又はオンライン開催）

(3) その他

ア プレゼンテーションは、1提案につき15分以内（時間厳守）とし、その後15分の質疑応答時間を設ける。

イ 開催日時、集合時間、場所等については、別途提案者に通知する。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 スケジュール

契約の締結に至るまでの手続き及び時期は次のとおりとする。

(1) 調達公告 令和5年7月5日（水）

(2) 参加表明書の提出期限 令和5年7月18日（火）

(3) 質問受付期限 令和5年7月21日（金）

- | | |
|--------------------|--------------|
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和5年7月31日(月) |
| (5) 審査会開催 | 令和5年8月上旬 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和5年8月上旬 |
| (7) 契約締結等の協議及び見積依頼 | 令和5年8月中旬 |
| (8) 契約締結 | 令和5年8月中旬以降 |

13 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。
- ア 実施要領第5条各号に掲げる参加資格要件のない者又は第7条第1項に掲げる有効な提出書類を第7条第1項及び第2項の提出期限までに提出のない者から企画提案書等が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書等が提出された場合。
 - ウ 実施要領第8条第1項に規定する提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
 - エ 企画提案書等を提出した提案者が実施要領第10条第4項に規定するプレゼンテーションに参加しなかった場合。
 - オ 審査会の審査の公平性を害する行為があった場合。
- (2) 提案者の失格
提案者のうち審査委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、提案者全員に文書で通知するものとし、その概要をインターネットの担当課のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/danjyo/>) で公表する。
- (4) 企画提案書等の作成等に係る経費負担
企画提案書等の作成・提案に係る費用等本プロポーザルの参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 企画提案書等の取扱い
企画提案書等は、原則として返却しない。
なお、鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になるが、提案者に無断でこの公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。
- (6) 著作権の取扱い
- ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 鳥取県は、提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 契約の解除
受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合であってもはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体であってもはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

(8) その他

ア 詳細は、実施要領、仕様書による。

イ 契約の締結に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書全体の書式を統一するため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。